

奈良県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十六年八月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
合同会社トウルースハート	香芝市良福寺六〇九一	訪問看護ステーション縁	香芝市良福寺六〇九一	平成二十六年五月一日
リンクハート株式会社	大和高田市大字土庫三丁目三三二一七 MKビル二〇一号	リンクハート株式会社ゆい訪問看護ステーション	大和高田市大字土庫三丁目三三二一七 MKビル二〇一号	平成二十六年七月一日